

商標「国産若牛」の使用許諾要領

令和 8 年 8 月 20 日制定

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）では、ナショナルブランドである「国産若牛」及びそのロゴマークを策定し、平成 18 年に商標登録したところ。その後 2 回目の 10 年間の有効期間を迎えた令和 8 年 7 月に商標「国産若牛」のみ更新登録されたので、新たに商標「国産若牛」の使用許諾について、次のとおり定める。

1 目的

国産乳用種牛肉の評価向上を図ることを目的として定められた商標「国産若牛」の適正使用のため、この使用基準を定める。

2 商標「国産若牛」の商標権

- (1) この商標「国産若牛」に関する商標権は、全国協会が所有する。
- (2) この商標「国産若牛」は、無断で使用する事及び印刷することはできない。
- (3) この商標「国産若牛」の使用を全国協会から許諾された者（以下「使用者」という。）は、第三者に商標「国産若牛」の使用権を譲渡することはできない。

3 商標「国産若牛」の使用許諾申請及び承認

- (1) 商標「国産若牛」の使用を希望する者は、「様式 1」により全国協会会長あてに使用許諾申請しなければならない。
- (2) 全国協会は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請については、「様式 2」により使用許諾書を送付する。
- (3) 全国協会は、商標「国産若牛」の使用許諾に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとし、この要領に違反した場合には使用の取り消しを行うことができる。
- (4) 生産者団体及び食肉流通業者が使用許諾申請する場合は、判明している納入先の食肉販売業者名を記載するものとする。国産若牛の販売を行っている大手量販店など販売業者が使用許諾承認を受けていない場合があり、納入先の調査を行うことがあるので必ず記載すること。

4 商標「国産若牛」の表示条件

この商標「国産若牛」は、下記の条件を満たす牛の肉を販売する際またはこれを宣伝する際に限り表示できるものとする。

- (1) 日本国内で生まれ、日本国内で育った国産の牛であること。
- (2) 品種はホルスタイン種やジャージー種などの「乳用種」であること。
- (3) と畜時の月齢は概ね 24 ヶ月齢以内の肥育仕向けに育てられた牛であること。

5 使用者の義務

- (1) 商標「国産若牛」の使用者は、関係法規を順守するとともに、商標の機能を損ない、または権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、全国協会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (3) 使用者は、全国協会から要請がある場合は、商標「国産若牛」の使用実態の報告または使用商品等の提出を行わなければならない。

6 使用期間

更新登録後の商標の有効期間である令和 18 年 7 月 28 日までとする。

7 施行月日

この要領は、令和 8 年 8 月 20 日から施行する。